

「標準的な運賃」、及び「標準貨物自動車運送約款」の 告示（令和6年3月22日）に伴う届出等について

「標準的な運賃」は令和2年に創設して以降4年が経過し、令和6年3月22日付けで改正され（同日施行）、「標準貨物自動車運送約款」についても平成31年に最終改正して以後約5年ぶりに同日付けで改正されました。（令和6年6月1日施行）これらの告示に伴い、国交省への届出等については以下のとおりとなります。

【今回の手続き】

1. 令和2年告示の標準的な運賃を届出た者で、今回の標準的な運賃を使用しようとする者の場合 ➡ 届出は不要。（届出をしたものと見なす。との通達による。）
2. 今回告示の「標準貨物自動車運送約款」をそのまま使用しようとする者の場合 ➡ 申請は不要。 それ以外は申請が必要。
3. 令和2年告示の標準的な運賃の届出をしなかった者が、今回の標準的な運賃を使用しようとする者の場合 ➡ 届出が必要。 **別紙のとおり**
4. 今回の標準的な運賃を使用しないで、届出をした令和2年の標準的な運賃を継続して使用しようとする者の場合 ➡ 届出が必要。
5. 今回の標準的な運賃で、内容を一部（自社用に）変更して使用しようとする場合 ➡ 届出が必要。

【提出先】

長野運輸支局 輸送・監査担当 あて

〒381-8503 長野市西和田1丁目35番4号 電話 026-243-4603

○提出部数は3部 （内1部は会社控えとして受領印を押されて返されます）

○直接、長野運輸支局に持参して提出するか、または、郵送でも届出が可能です。

郵送の場合には、1部（会社控え）が返送されますので、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。